

発電設備に係る点検結果(不適切な事象)に対する再発防止策の概要について

1. 再発防止策の目的

- 平成19年3月30日に、経済産業省原子力安全・保安院へ提出した「発電設備に係る点検結果報告書」で示された点検結果を踏まえ、今回判明した事象について、根本的原因を究明するとともに、二度と同じようなことが起きないよう、各発電設備部門、及び全社大で実施すべき、再発防止策を取りまとめた。
- 今後、今回事象を教訓とした再発防止策の着実な実施により、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を展開し、社会との信頼関係の再構築を図っていくこととする。

2. 点検結果(不適切な事象)

種類	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備	計
手続きの不備	135発電所、1事象 (482件)	—	—	135発電所、1事象 (482件)
データ改ざん	1発電所、1事象 (1件)	—	—	1発電所、1事象 (1件)
その他不適切な事象	114発電所、2事象 (116件)	4発電所、1事象 (6件)	—	118発電所、3事象 (122件)
計	138発電所、4事象 (599件)	4発電所、1事象 (6件)	—	142発電所、5事象 (605件)

3. 事象の問題点および原因

(1) 発電設備毎の事象とその問題点

種類	水力発電設備	火力発電設備
手続きの不備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の届出、認可申請手続きの要否を判定するための根拠や仕組みが不十分であった。 ・手続き不備を未然に防止するための仕組みがなかった。 ○ 意識面 <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画届出や申請手続きに対する知識が不足していた。 	—
データ改ざん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス違反の事象について、当時は、内部通報できる仕組みがなかった。 ・不正行為を未然に防止する仕組みがなかった。 ○ 意識面 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の規模、事案の内容から、軽微なものと考え、違法行為を軽視し、罪の意識がなかった。 ・本事象の主導者がベテランであったため、反対意見が言えない雰囲気であった。 	—
その他の不適切な事象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画・認可申請箇所と工事実施申請箇所が異なるなど、官庁申請手続きにおける社内の関係部署間の連携が取れていないかった。 ・取水量報告業務において、データ取扱いが適正に行われていることをチェックする体制、仕組みが不十分であった。 ○ 意識面 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所運用開始が遅延することを回避したかった。 ・発電出力や取水量換算値の超過は、安全上問題のない誤差の範囲と判断し、補正していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスに対して、コンプライアンスの面から検証することが不十分で、長期間にわたり是正できなかった。 ○ 意識面 <ul style="list-style-type: none"> ・出力データをありのままに記録することの重要性に対する認識が欠けていた。

(2) 根本的な原因

- 共通する原因として、業務上必要な法令に関する知識不足や、従前からの業務上の慣行に安易に従うなど、コンプライアンス意識が希薄であったことが考えられる。
- また、発電設備に関わる法令は、多岐に亘っており、法令遵守を徹底させるため、関係法令の知識向上が必要不可欠であるが、各人が業務遂行上のルールを理解し、業務を行うという基本的姿勢が十分でなく、各職場においてもフォローアップ体制の構築や教育活動が十分に行われていなかったことなどが考えられる。

4. 再発防止策

- 今回の不適切事象に対する発電設備部門を含め、全社的に業務運営面での「再発防止の仕組みづくり」を早急に整備・構築するとともに、対象部門を含めた全従業員に対する、コンプライアンス意識向上策について、今まで以上に徹底を図り、「再発防止に向けた組織風土づくり」に積極的に取り組むこととする。

(1) 業務運営面での対策(再発防止の仕組みづくり)

(主な取り組み)

- ① 電気事業法及び河川法などの関係法令に関する教育の充実
- ② 関係法令の解説及び遵守事項、手続き事例(今回事象含む)等の設計・工事マニュアル(規定)等へ織込み
- ③ 法令に係る手続き申請の要否判断の明確化(今回事象反映)
- ④ 官庁申請を確認するための、業務処理チェックシステムの構築
- ⑤ 運用変更時の業務プロセスの明確化
- ⑥ 本店主管部門と各発電設備の運転・保全担当箇所とのコミュニケーションの充実及び法令の解釈等のサポート体制の充実

(2) コンプライアンス意識向上策(再発防止に向けた組織風土づくり)

- 今回の事象を当該設備部門だけでなく、全社大で情報を共有化し、水平展開を行うため、コンプライアンス経営の推進母体である「コンプライアンス委員会(委員長:社長、弁護士等社外委員等で構成)」を中心に、以下のような意識向上策を展開し、再発防止に向けた組織風土づくりを推進。
 - また、グループ企業(関係会社)に対しても、「グループCSR推進部会」を活用して、当該事象の情報共有化を行い、グループ企業一体となった、コンプライアンス意識の徹底を図る。

(主な取り組み)

- ① 発電設備に係る点検結果を踏まえた「社長メッセージ(社達)」の発信(H19年3月30日)
- ② 経営幹部会議及び店所幹部会議等における、当該事象の報告及び再発防止の周知徹底
- ③ 「コンプライアンス行動指針」等の周知徹底による法令及び企業倫理の遵守と情報公開の推進
- ④ コンプライアンス教育・研修での取り組み強化
- ⑤ 職場における対話活動や個人面談等の充実・徹底
- ⑥ グループ企業を含めた情報共有化の推進
- ⑦ 原子力部門における情報公開等のさらなる取り組み

5. 再発防止策の実施状況の定期的チェック

- 今後の再発防止策のフォロー組織として、「発電設備点検委員会」の機能を存続。
- また、定期的に、社外委員等で構成される「コンプライアンス委員会」へ、再発防止策の実施状況を報告。
- さらに、以下のコンプライアンス経営のモニタリング機能を活用し、再発防止策の効果等を確認。

(モニタリング機能の活用)

- ① 内部通報制度「コンプライアンス相談窓口(H15年2月設置)」の活用
- ② コンプライアンス意識(従業員)の定期的チェック及び公表